

○副議長（外崎浩子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。五十二番中島源陽君。

〔五十二番 中島源陽君登壇〕

○五十二番（中島源陽君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

大綱一点、人口減少を見据えた県政についてであります。

今般の知事選挙において、知事は全ての政策の前提として特に国の推計による将来人口を引用して、本県人口が二〇一五年の二百三十三万人台から二〇四五年の百八十八万人台へと約二三％減少することを踏まえ、強い危機感を持っていることを訴えていたと思います。更に、その内訳として仙台都市圏と仙台都市圏以外という区分ごとや圏域ごと、市町村ごとと見ていくと危機感は更に大きなものにならざるを得ません。二〇一五年から二〇四五年までの三十年間の推計で仙台都市圏が一五％の減少に対して、仙台都市圏以外では三六％の減少と予測されています。更に同じく、この三十年間の推計で仙台都市圏以外の六圏域を見ると、仙南圏三三％の減少、大崎圏二八％の減少、栗原圏四七％の減少、登米圏三七％の減少、石巻圏三八％の減少、気仙沼・本吉圏四八％の減少と推計されており圏域間でも二〇％ほどの違いがあります。そして同様に市町村ごとに見た場合、東日本大震災での津波被災市町と内陸の市町の十四市町が四〇％を超えて減少すると推計されています。こうして人口減少を地域ごとに細分化してみると県全体として取り組むべきことはもちろんであります。圏域や市町村という視点で具体的な対応策を位置づけていくことが必要であると考えます。私は今般の知事の村井政策集二〇二一と新・宮城の将来ビジョンを俯瞰したときに後者の視点が極めて弱いのではないかと感じています。村井知事の今任期の中で、そして、ビジョンの計画期間の中で圏域ごとの人口減少推計を踏まえた戦略的圏域別施策が欠かせないと考えますが、知事としてのお考えをお聞きいたします。

次に、大綱二点、これからの農業政策についてであります。

私が就農した昭和五十八年の生産者米価は一万八千円台でありました。それから三十九年たつて何と米価は農協の概算金ベースではありますが、ひとめぼれで九千五百円とほぼ半分の状況となりました。コロナの影響があるとはいえ、この米価下落の大きな

流れの中で日本人の基礎食糧としてのお米を生産し続けていることの難しさを痛感している昨今ではありますが、私たちの命をつなぐお米を宮城の大地で生産していることは宮城の農業を担う人々の誇りであり喜びであると思っています。今年の稲作は、まず春先の田植後に深掘りと称した転作の追加要請を受け多くの農家が協力しました。しかしながら、結果としては在庫量の増加を防ぎ切れず県産米の大幅下落となりました。こうした展開はほとんどの都道府県でも同じような傾向ではあったと思いますが、そもそも必要量の見通しが適正であったのかという疑問も残ります。県産米の七割以上を占めるひとめぼれ、新品種として大いにアピールしてきただて正夢、健康志向に対応して伸びてきた金のいぶきなど県を代表する食用米のコロナ禍における今年の生産と販売をどのように総括されているのか、お伺いいたします。

また、既に全国レベルでは来年は二十一万トンの減産が必要と示されており、今後、例年同様に県産米の需要に応じた作付面積について県の農業再生協議会において検討されることとなります。自由競争時代に入ったお米の世界に強制ではない制約を課しながら、全体の価格を維持するというぎりぎりの制度の中でお米の主力産地としてこれからも生き残っていくためには、県産米のニーズを掘り起こして生産現場とつないでいく強力なバリューチェーンを構築することが必要と考えます。このことはお米の分野だけではなく県として園芸生産額倍増計画を実現していくためにも不可欠であり、仙台牛や県産米による県産酒の輸出など海外に向けたバリューチェーンの構築も時代の要請であります。県を挙げてこうしたバリューチェーンの構築を強力に推進すべきと考えますが、所見を伺います。

また、今後も毎年、食用米の需要量が十万吨ペースで減少すると予測されている中で、食料自給率において大豆二一％、小麦一五％、油脂類三％、畜産物一六％を高めていくことは食料安全保障の観点からも極めて重要であります。中でも畜産物の輸入飼料による生産物の割合が四七％となっており、この部分を国産化していくことも大きな課題となっています。過日、ある養豚農家さんより、「転作として生産した飼料用トウモロコシの子実を数十トン単位で購入し自家養豚場で餌として使うので、今後は大豆や麦と子実用トウモロコシの組合せを広めてほしい。」ということと、こうした県産家畜飼料を利用することでの肉の付加価値を高める取組の推進についてお話をいただきました

た。こうした県産子実用トウモロコシを県内養豚場で活用するような県産穀物飼料による畜産物の高付加価値化の具体的事例を一つ一つ積み上げていくことが大切であると考えますが、所見を伺います。

あわせて、麦、大豆、加工用米、園芸作物等についても生産面積の拡大はもちろんでありますが、食品としての付加価値の高度化に結びつける取組を強力に推進していくべきと考えますが、所見を伺います。

本県では昨年より酒造好適米の新品種、吟のいろはが県内各地の農家の皆さんの御協力の下、栽培されています。私も何度か飲む機会をいただきましたが、吟のいろはを原料とした県内蔵元のお酒は極めてまるやかで飲み口のよい仕上がりました。デビューとコロナが重なりお酒の販売としては苦労した分、これから大いに期待したいと思っています。松山町酒米研究会のように相互に栽培技術の研さんを重ねている取組もあり、生産現場においては収量や品質で一定の評価を得ています。また、蔵元においても全国に打って出るにもふさわしい力を持っている酒米との評価もあります。こうしたことを踏まえれば県として吟のいろはの未来図をしっかりと描き、実現のための工程表を関係者の皆さんと共有していく責任があると思います。そして何よりも、そうした取組を着実に進めていくためには県としての熱い思いがなければなりません。吟のいろはを生み出した宮城県として吟のいろはをどのように育てていこうと考えているのか、所見を伺います。

次に、大綱三点、価値を高める観光地づくりについてであります。

おおむねこの二年間、新型コロナウイルス感染症の影響を人々の生活や産業などあらゆる分野で受けてきました。そうした中で私の地元である鳴子温泉など温泉観光地も宿泊客の減少で厳しい時を踏ん張ってきました。これまで国のG・O・T・Oトラベルや県及び市町村の割引制度などによって宿泊客の確保に支援いただきましたが、まだまだ完全回復には程遠いのが現状であります。先日、ある鳴子温泉の旅館の社長さんとお話をする中で、「割引もいいけど事務手数料がかかって参加していない。地域内格差を生んでしまっている現状もある。先を見越した観光資源の発掘や磨き上げに県としても先行投資してほしい。」との声をいただきました。金銭的にお得な旅は誰もが魅力を感じるものですが割引支援がいつまでも続くものではないことを誰もが理解しています。やはり、

その先に本当の魅力で人を引きつけていくという取組が求められているのだと思います。そうした中で鳴子温泉街には相当以前に廃業となった旅館ホテルがあります。地元として景観上も防災上も心配していることから、国と県の支援を受けながらの解体整備と既存旅館ホテルの魅力化アップの環境整備を検討していた経緯があります。残念ながらその時点では国の事業採択には至りませんでした。その計画自体の必要性がなくなったわけではありません。県としても温泉観光地の魅力化アップに向けて主体的に関わる中で、大崎市や国ともこれまで以上に連携しながら実現に向けた具体策を再度構築していくべきと考えますが、所見を伺います。

次に、大綱四点、鳥獣被害対策についてであります。

昨今の鳥獣被害の中でもイノシシ被害は特筆すべき状況にあると思います。イノシシは確実に人間の生活活動圏に入り込んできています。令和二年度の県全体の農業被害額は一億円を超えるまでになっています。こうした実態を踏まえ、令和二年の捕獲実績も県全体で一万二千八百三十七頭と平成三十年の一万七十四頭と比較して二割以上も増加しています。我が家においても牛舎脇の空き地近辺で春先以降、九頭のイノシシを捕獲しました。捕獲した際には近くにお住まいの大崎市駆除隊員の方に来ていただき猟銃で止め刺しをしていただきました。くくりわなにかかっているイノシシはワイヤーの二ないし三メートルの範囲内で猛烈に動き回り、猟銃で狙いを定めることは極めて難しいことと感じました。その駆除隊員の方はバルセロナオリンピックのクレー射撃日本代表選手の方でもあり技術は日本有数のレベルの方です。その方をもってしても極めて慎重に位置取りをして、イノシシの体に対して縦ではなく横向きになったときの頭の部分を打ち抜きました。この様子を間近に見ていて猟銃をもってしても止め刺しすることは危険極まりないことであると実感しました。くくりわなは足の爪にだけかかっている場合もあり動いている間にわなから抜けて体当たりしてくる可能性もあります。ある地元の猟友会の方のお話では、「やはり猟銃で狙いを定めてしっかりと的に当てるには相應の練習とそれに伴う心構えに慣れておく必要がある。」とのことでした。そうした意味からも一発玉と言われるスラッグ弾やライフル銃を使つての技術の維持向上を図ることは欠かせません。ましてや県としてもイノシシ管理事業実施計画を立てて県と市町村を挙げてイノシシの捕獲を進めているところであります。特に駆除隊員の方には大きな役割

を担っていただいていることから、技術の維持向上を目指した訓練環境の整備は県としての責任があると思います。言葉では簡単に捕獲、止め刺しと言いますが現場は命がけの場面であり、命を守る対策がしっかりと取られていなければ捕獲頭数の増頭を掲げることは到底できないと考えます。イノシシ等の捕獲に当たる方々の命を守りつつ管理計画の着実な実践を担保していくためにも、県として訓練環境を整備する責任を果たしていくべきと考えますが、所見を伺います。

加えて、捕獲後の埋設や焼却というコストのみがかかる体制から、しっかりとジビエとして活用していく体制を整えていくことは捕獲に向けた大きな動機づけになるものと考えます。県内ではイノシシ等は放射能の影響により商業流通は難しい面もありますが、一頭一頭測定しながらの商品化は十分に可能であります。県内の市町村ではそうした施設の整備を検討しているところもあり、県としてもそうした動きを加速していくような支援策が求められていると考えますが、所見を伺います。

最後に、大綱五点、一人一人に寄り添う教育についてであります。

先日、気仙沼市内のフリースペースつなぎの子供たちが大崎市内に修学旅行に来ました。田尻での藍染体験、三本木寺子屋での宿泊体験、岩出山の感覚ミュージアムや有備館の見学など充実の一泊二日でした。私は三本木寺子屋で夕食を作っているところにお邪魔しましたが、みんなで和気あいあいと料理している中にも一人一人にしっかりと役割があつて、お互いの存在を認め合っていると思えました。まさに社会的自立に向けて一步一步前に進んでいると実感しました。そうした子供たちも含めて学校に登校していない子供たちの支援計画を立てることが求められていますが、令和元年度において小学校では六〇・四％、中学校では六六・八％が策定されています。もちろん一〇〇％策定されることが望ましいとは思いますが、同時に当該児童生徒やその保護者の意思が反映されている支援計画となっているのか、学校復帰のみを目指すのではなく社会的自立を目指した支援計画となっているのか、支援計画に基づく支援が適切に行われているのかという点が重要なのだと思いますが、その実態と考え方を伺います。

私はこれまで何度も学校に登校していない子供の保護者の方々の懇談の場に参加させていただきました。いつも感じることは共感がとても重要であるということです。それぞれの家庭における葛藤や学校とのあつれきなど様々な困難な状況を率直に話し合う

ことは共感を生み、私だけではないという点で少し心が軽くなったり新たな視点で考え方を変化させるきっかけになったりと様々な影響を相互に受けていると思います。しかしながら、こうした語り合う場合は県内においては極めて限定的であります。教育委員会などでもそうした機会を設ける取組を行っているところもありますが、なかなか継続的に開催することは難しいようであります。少なくとも県内各圏域において、そうした保護者の方々が気軽に集まり語らう場の設定を民間の方々のお借りして、それぞれの圏域において主体的に開催できる仕組みができるよう支援していくべきと考えますが、所見を伺います。

令和四年度、みやぎ子ども・子育て県民条例に基づく、みやぎ子ども・子育て幸福計画の中間見直しを行うとのことであります。特に、現計画においても学校に登校していない子供たちへの支援などを掲げているところではありますが、更に多様なニーズに対応していく必要があると思っております。そのような中、十一月二十二日、仙台市議会で文部科学省初等中等教育局児童生徒課の大野照子課長補佐を招いての講演会が開催されました。その講演の中で令和二年度不登校児童生徒の実態調査の結果概要についてもお話がありました。この調査は教育機会確保法の第十六条において、国は義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努めるとされていることを踏まえ、不登校児童生徒への支援の充実等について検討する上での基礎資料とするものと示されています。学校に登校していない子供たちやその保護者に対して直接アンケート調査を行ったものであり極めて興味深い調査結果となっております。例えば、最初に学校に行きづらいつらいつらと感じ始めたきっかけについては、複数回答ではありますが先生のことの回答は小学生では三〇%、中学生では二八%です。一方、令和元年度ではありますが宮城県長期欠席状況調査においては、登校しなくなったきっかけのうち教職員との関係は小学生で八%、中学生で四・二%となっており、今回のこの全国調査の傾向と大きく差異があります。今回の国の調査は子供たちとその保護者が回答者であり長期欠席状況調査は学校側が回答者でありますから、全く調査対象が違うので単純に比較できるものではありませんが、この違いをしっかりと踏まえることは極めて重要と考えます。そうした意味において、一般の計画見直しに当たっては学校に登校していない子供たちの生活や学習の実態と本人の思い、そして、保護者の思いや考え方をしっかりと

調査した上で支援策を検討していくべきと考えますが、所見を伺います。

また、今後の様々な調査においては学校に登校しているのか、登校していないのかという外形的な行動様式での区分だけではなく、教育機会を確保できているのか、できないでいるのかという視点での把握が重要と考えますが、併せて所見を伺います。

この項の最後に、前回の一般質問でも取り上げましたが不登校という言葉の使用についてであります。前回は子供たちの心を傷つけている。そもそも不適切という論点での主張をさせていただきましたが今回は更に論点を加えたいと思います。不登校の日本語としての構成としては、登校というサ変動詞の語幹に不がつくことで打ち消しの意味となり登校していないという意味を表す言葉となります。このこと自体は日本語として間違っていないということがあります。しかしながら、もう一方で不の言葉は名詞の語幹につくことでよくない、悪いという意味を表すこととなります。私たちは不の言葉の後の言葉が名詞なのか、サ変動詞なのかを日常の中で瞬間的に考えて使っているわけではないので、不のつく言葉には打ち消しと悪いという両方の印象を持ってしまうのではないのでしょうか。文法としては正しくても一般的に受け止められている印象の実態からしても不適切と考えます。また、毎年行っている長期欠席状況調査において長期欠席児童生徒の内訳として、病気、経済的理由、不登校、その他と区分されています。病気と経済的理由は児童生徒本人に起因する理由とはならないことから不登校とは区分しているのかもしれませんが、不登校とされる区分の中にも児童生徒本人に起因する理由ではなく外的理由によって登校できなくなった場合も含まれていることから、不登校という区分は極めて整合性が取れないと考えます。また、国の定めるいじめの定義の趣旨として、ある行為を受けた側がいじめと感じればその行為はいじめとなるという考え方があります。私が出会った学校に登校していない子供たちの声として、「不登校または不登校児童生徒と言われること自体とても嫌だと思っている。」とのことであります。まさに社会的いじめと言えるのではないのでしょうか。今回は三つの視点を加えて、この不登校または不登校児童生徒という言葉の不適切さを訴えさせていただきました。前回取り上げて以来、新たな総称を考え続けてきましたが、学校中心視点での不登校を子供中心視点で考えた場合、個別生活などに置き換えていくことも検討の余地ありと考えております。改めて、この問題提起に対する知事及び教育長の受け止め方について所見を

お聞きしたいと思います。

以上で、壇上からの一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 中島源陽議員の一般質問にお答えいたします。大綱五点ございました。

まず、大綱一点目、人口減少を見据えた県政についての御質問にお答えいたします。我が県の人口減少の動向は圏域、更には市町村ごとにその進行度合いに開きが見られ、それぞれの実情を踏まえた対策が必要であると考えており、新・宮城の将来ビジョンはそのような前提の下で策定したものであります。県といたしましては人口減少下において地域社会の活力を維持確保していく観点から、基礎自治体である市町村による独自の地域づくりを支援するとともに、地域産業の振興や移住・定住の推進、交通弱者対策など広域で共通する課題について、市町村と連携しながら取組を進めることが重要であると認識しております。このため、圏域ごとに市町村と意見交換を行う場を設け課題の共有や解決に向けた議論の活性化に努めているところであります。引き続き広域的な連携の下で圏域それぞれの特徴や役割を踏まえた施策展開を図りながら、将来にわたって持続可能な地域づくりを進めてまいります。

次に、大綱二点目、これからの農業政策についての御質問にお答えいたします。

初めに、今年の稲作の生産と販売に対する認識についてのお尋ねにお答えいたします。

県ではJAグループ宮城など農業団体等と連携し宮城県農業再生協議会において生産の目安を設定したほか、更なる飼料用米への転換拡大、いわゆる深掘り対策にも取り組み生産量についてはおおむね目標を達成したものと考えております。しかしながら新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中食・外食向けの業務用米の需要が減少して米の在庫量が積み上がり、それが今年産米のJA概算金の引下げにつながったものと認識しております。また、販売面では大都市圏での販売促進活動のほか、宮城米提供店での各種キャンペーン、テレビパブリシティーやSNS等を活用した情報発信に努め首



都圏での宮城米の認知度が向上してきておりますが、家庭向け販売において重要となる小売店等の販路の拡大につながるまでには至っておりません。このため、今議会に提出した補正予算を活用し短期的な対策として米の消費拡大支援、中長期的な対策として作付転換による営農継続支援に取り組み、県内稲作農家の経営安定を図っていききたいと考えております。

次に、県産農産物のバリューチェーンの構築についての御質問にお答えいたします。米をはじめとした県産農産物の需要拡大を目指す上で生産から流通、加工、販売までをつなぐバリューチェーンの構築は非常に重要であると認識しております。このため、県では米については発芽玄米用の金のいぶきやパック御飯用のひとめぼれなど食品製造業者と生産者との連携や、すし店から引き合いの強いササニシキ、駅ナカコンビニのおにぎり用だて正夢など多様化する実需者ニーズを踏まえながら生産・供給体制の構築を支援してきたところであります。また、大手菓子メーカーとの契約栽培による加工用バレイショや地元食品加工業者への原料供給に向けた枝豆の産地育成などに取り組んでいくところであります。県といたしましては、引き続き個別のマッチングにより事業者が連携して新しいバリューチェーンを構築する取組を支援するほか、JAグループ宮城や食品事業者等と連携して商談会による生産者と食品事業者との橋渡し、需要のある一時加工を担う事業者の育成、県産農産物の国内外への販路拡大支援など付加価値の連鎖をつくる食のバリューチェーンの構築に努めてまいります。

次に、大綱三点目、価値を高める観光地づくりについての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きく落ち込んだ観光産業の回復のためには、即効性のある宿泊需要喚起策に加えてウィズコロナ・アフターコロナを見据え、地域単位で魅力を高める取組が非常に重要であると認識しております。県では、現在、鳴子温泉地区の活性化に向け地域の関係者とワークショップ等を開催し将来像の共有を図るとともに、課題やその解決に向けた具体的な取組の検討を進めており、その中でも景観や防犯上の観点から廃業した旅館ホテルの撤去についても大きな課題とされております。県といたしましては、新たに打ち出された国の経済対策において施設解体を含めた地域単位で環境整備に関する支援策が盛り込まれたことから、今後の活用に向けて国

や大崎市と調整を進めることとしており、ソフトとハードの両面から歴史と伝統を有する鳴子温泉郷の魅力向上にしっかりと取り組んでまいります。

次に、大綱五点目、一人一人に寄り添う教育についての御質問のうち、子供を中心に据えた新たな呼称を検討することについてのお尋ねにお答えいたします。

登校していない児童生徒への支援に当たっては、子供を中心に据え、寄り添った対応を行うことが大切であると認識しております。不登校という言葉についてはこの言葉が法律で定義され広く使われることから、より印象のよい表現の検討も国においてなされるべきではないかと思っております。我が県としては、まず、不登校が問題行動ではなく子供の意思を尊重しながら支援をすることが重要であるということについて、社会全体で理解を深めていく必要があると考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 環境生活部長鈴木秀人君。

〔環境生活部長 鈴木秀人君登壇〕

○環境生活部長（鈴木秀人君） 大綱四点目、鳥獣被害対策についての御質問のうち、訓練環境の整備についてのお尋ねにお答えいたします。

イノシシなどの大型獣を確実に捕獲するためにはライフル銃やスラッグ弾の使用が有効であり、猟銃規律の維持向上などを図るための実射訓練ができる環境が必要であると認識しております。現在、ライフル銃やスラッグ弾の実射訓練については県内二か所の民間射撃場や隣県の施設で実施いただいております。県ではライフル銃などの使用者の射撃訓練状況調査を実施しているところであり、併せて県クレー射撃場への併設の可否、他県施設の状況などを調査し訓練環境整備の必要性について検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 農政部長宮川耕一君。

〔農政部長 宮川耕一君登壇〕

○農政部長（宮川耕一君） 大綱二点目、これからの農業政策についての御質問のうち、県産穀物飼料を活用した畜産物や麦、園芸作物等の高付加価値化についてのお尋ねにお答えいたします。

県産穀物飼料の活用は食料自給率の向上や県産畜産物の付加価値向上の観点からも

重要と考えております。子実用トウモロコシについては昨年度の作付面積が三十七ヘクタールとなっており今後も作付面積の増加が見込まれております。県といたしましても県産穀物飼料の一つとして子実用トウモロコシを活用するため、転作田での栽培確立に向けた技術指導を実施するほか、耕種農家や飼料会社、畜産農家が連携した生産及び利用拡大に向けた取組を支援してまいります。また、麦・大豆、加工用米、園芸作物等についても生産者団体と食品事業者による麦茶や豆乳、冷凍枝豆の製造など関連産業との連携によるバリューチェーンの構築や農商工連携、六次産業化による付加価値の創出に向けた取組を支援してまいります。

次に、吟のいろはについての御質問にお答えいたします。

古川農業試験場で育成した酒造好適米、吟のいろはは大粒で、心白発現率が高く、ふくよかで深みのある酒に仕上がることから酒造関係者の評価も高いと伺っております。今年九月に開催された宮城県清酒鑑評会でも吟のいろはで醸造した日本酒が県知事賞をはじめ五つの賞を獲得するなど酒造好適米として評価され、県としても需要の拡大を期待している品種であります。県といたしましては今後も酒造会社が必要とする生産量を確保できるよう生産者、生産者団体、酒造関係者等と連携し安定生産に向けた技術支援などに取り組みますとともに、吟のいろはで醸造した日本酒の販売も支援するなど生産と販売の両面で吟のいろはの普及拡大に努めてまいります。

次に、大綱四点目、鳥獣被害対策についての御質問のうち、捕獲後の商業流通への支援策についてのお尋ねにお答えいたします。

イノシシの捕獲頭数が増加しており処理の手間や費用を考えますとジビエとして有効活用することも大切であると認識しております。一方で、現在、我が県の野生鳥獣肉につきましましては原子力災害対策特別措置法により出荷が制限されておりますので、イノシシのジビエ活用を考えている市町村に対しては、出荷制限の一部解除をしているニホンジカの事例の御紹介や活用に向けた計画策定の支援など個別に相談に応じております。県といたしましては、引き続きジビエ活用の要望がある市町村に対して指導助言に努めますとともに、食肉加工処理施設の建設並びにジビエ商品の開発及び販路開拓への取組について国の交付金や県事業を活用して支援してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

〔教育委員会教育長 伊東昭代君登壇〕

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 大綱五点目、一人一人に寄り添う教育についての御質問のうち、学校に登校していない子供たちの支援計画の実態と考え方についてのお尋ねにお答えいたします。

学校に登校していない児童生徒への支援に当たっては、一人一人の実態を的確に把握した上で将来を見据えた個別の支援計画を作成し、適切な支援につなげていくことが重要であると考えております。県教育委員会としましては学習や生活の状況のほか、子供の夢や進路の希望、保護者の思いや願いも取り入れてアセスメントを実施し個別の支援計画を作成するよう各学校に促してきております。昨年度は小・中学校ともに支援計画を作成した割合が大きく増加したところです。今後も学校復帰のみを目指すのではなく、社会的自立を目指した支援が適切に行われるよう市町村教育委員会や学校に働きかけてまいります。

次に、学校に登校していない子供の保護者が思いを共有できる場の確保についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では各教育事務所において不登校児童生徒の保護者を対象とした研修会や情報交換会を開催してきました。また、フリースクールの職員とともに、その施設に通う子供の保護者が情報交換会に参加するなど民間と連携した取組を一部の圏域で始めたところです。今後、県内全ての圏域において保護者が気軽に集まる情報交換会を継続的に開催できるよう民間の協力も得ながら取り組んでまいります。

次に、子供や保護者の意向を調査した上で支援策を検討してはどうかとの御質問にお答えいたします。

子供や保護者の思いや考えを受け止め必要な支援に生かしていくことは大切なことであると認識しております。県教育委員会では長期欠席状況調査により学校に登校していない子供たちの実態を把握するとともに、児童生徒の心のサポート班ややき教室、心のケアハウスなどの相談活動を通し子供たちや保護者の声を聞いてきました。また、今年度はフリースクール等民間施設を訪問し子供たちから直接話を聞くなどして状況把握に努めているところです。文部科学省が昨年度実施した不登校児童生徒の実態調査に

については調査対象が限定的となり、調査票回収率は一割程度にとどまるなど不登校の子供たちやその保護者の意向を広く把握するのは難しいところがありますが、今後も市町村教育委員会や関係機関、民間施設と連携し、手法を検討しながら子供たちや保護者の現状を更に丁寧把握し施策に反映させていきたいと考えております。

次に、今後の各種調査において教育機会を確保できているかどうかという視点での調査も重要との御質問にお答えいたします。

学校に登校していない児童生徒の状況を把握するには、一人一人に教育機会が確保されているかという視点で捉えることが重要であると認識しております。県教育委員会では昨年度の長期欠席状況調査から不登校児童生徒の教育機会の確保状況を把握する項目を新たに加え、今年度は更に選択肢を増やすなど工夫したところ実態をより詳しく把握することができてきております。今後、この調査結果を踏まえ特に教育機会が十分に確保されていない子供たちへの支援につなげてまいります。

次に、子供を中心に据えた新たな呼称を検討することについての御質問にお答えいたします。

学校に登校していない児童生徒が周囲の言動によって、つらい気持ちや責められているような思いにならないよう配慮していくことが重要であると認識しております。不登校という言葉は登校していない状態を表すものと捉えてはおりますが、そうした児童生徒の思いを受け止めることも大切だと考えます。不登校は法律をはじめ全国的に用いられている言葉であり、その変更には国において、より適切な表現が検討される必要があると考えております。県教育委員会としては、児童生徒が社会の理解不足によって自立に向けた意欲や行動を阻害されることのないよう支援の理念の浸透に向け周知を図るとともに、市町村教育委員会と連携し一人一人に寄り添った支援ができるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 五十二番中島源陽君。

○五十二番（中島源陽君） まず、バリューチェーンのお話の中で重要だという御認識をいただきましたが、例えば、やはり今回はお米を中心に問いかけておりますので、県内のお米のバリューチェーンをどうするのか、足元をどう確保していくのか、増やして

いくのか、そこがしっかり定まっていけないと思っております。二百三十万人に単純に五十五キロぐらいを掛けると十三万トンぐらいの米の消費ということになりますが、現実には多分、県産米を県民がトータルとして食べている量はその何分の一しかないと思います。なかなかその辺の流通の関係で正確な数字は出なかったとしても、きちっと目標を掲げることで全体を押し上げるという取組はできると思います。その辺はいかがですか。

○副議長（外崎浩子君） 農政部長宮川耕一君。

○農政部長（宮川耕一君） おっしゃるとおりでございます。私どもとしてもやはり地産地消、地域で地域のおいしいお米を召し上がっていただくということは大変大事だと思っております。先ほどもお話しさせていただきましたが、例えば、学校給食あるいは食育、それから地産地消の取組、そういったことを進めております。ただ、私ども実はまだ悩ましいのは、なかなかその統計的な数字がつかめないということです。米の消費量につきましても全国のデータはございますが都道府県別がないということです。

我々が持っておりますデータの一つは、総務省の家計調査の中で仙台市の大体二人以上世帯の一人当たりのお米の消費量が年間五十五キロ程度というもので、全国で下から数えたほうが早いような状況がございます。縁故米が入っていないとかいろいろ要因はございますが、そういったものをしっかり分析しながら先ほど申し上げたような施策を更にブラッシュアップいたしまして、地域の中で米を召し上がっていただけるような状況、それから商流とつながるような状況をつくっていききたいと思っております。

○副議長（外崎浩子君） 五十二番中島源陽君。

○五十二番（中島源陽君） ぜひ、お願いしたいと思います。

次に、鳥獣被害対策の中で国の交付金を使つてというお話の後に県事業も活用しながらという回答があったと思いますが、それは、今、想定している中でも国から交付金が約半分出て、半分を市町村が負担しなければいけないという大きな枠組みになっているようです。その市町村の負担分に対して県として一定のきちんとした支援、負担、助成を考えていくと理解していいですか。

○副議長（外崎浩子君） 農政部長宮川耕一君。

○農政部長（宮川耕一君） 御答弁申し上げた県の支援の内容でございますが、今、議

員がお話しされたようなことではなく、それ以外の部分で、例えば、実際に加工する場合の加工設備の導入ですとか、あるいはアグリビジネスとして同じように機械を導入するとか、あるいはデザインですとか、包装を考えると、そういった部分で県の事業で御支援できるものがございますので、私どもとしてはそういったところを御支援申し上げます。

○副議長（外崎浩子君） 五十二番中島源陽君。

○五十二番（中島源陽君） トータルとして建物や施設、設備にいろんなものがかかっています。その中でどれだけ県として支援できるのかを更に御検討いただきたいと思えます。

あと、今日、この鳥獣被害の中で少し生々しい部分をお話ししました。それはやっぱり僕はその現場にいて本当におっかなかったからです。命が危ないと思えました。これはやっぱり命を守るしつかりとした姿勢を県で示す必要があると思います。それを事にぜひ理解いただきたいということで、今回、取り上げさせていただいたので、その辺、知事の答弁は答弁としても印象として現場の空気感をちょっと少しでも伝わるようにお話ししたつもりであります。知事として受け止めはどうですか。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 私、以前、テレビでわなにかかったイノシシが暴れているのを見たことはありまして、先ほどの中島議員の質問を聞きながらその映像を頭に浮かべておりました。当然、イノシシも命がけで逃げようとするわけで大変な力でありますから非常に危険だと思います。そういう意味でも猟友会の皆さんの命を守ることが非常に重要だと私も感じているところであります。

○副議長（外崎浩子君） 五十二番中島源陽君。

○五十二番（中島源陽君） ぜひ、そうした思いを基に県としての今後の責任の在り方、その具現化について御検討いただきたいと思えますし、進めていただきたいと思いません。

では、最後に、教育の関係で支援計画に関して答弁がありました。私が聞いているその計画の中に学校に登校してない子供たち本人または保護者の御意思、考え方が何かしら反映された計画の内容になっているのかどうか、そこだけちょっと確認させてく

ださい。

○副議長（外崎浩子君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 先ほど御答弁申し上げたところですが、一人一人をどう支援していくかという計画をつくるに当たって個票というものを作成するというところになっていて、そのひな形というか、こういう形でというものをこちらで示しているところでございます。その中に保護者の思い、願い、その子供たちがどういう進路の希望を持っているのか、将来の夢はどうかということも入れ込んだ形でいろいろアセスメントし計画をつくってくださいと各市町村を回りながらお話ししているという状況でございます。

○副議長（外崎浩子君） 五十二番中島源陽君。

○五十二番（中島源陽君） それは保護者の方も支援計画ができた段階で現物をきちんとして確認しているという理解でもいいですか。

○副議長（外崎浩子君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

○教育委員会教育長（伊東昭代君） この支援計画は学校だけではなくてスクールカウンセラーとかソーシャルワーカーとか関わる方と相談しながらつくっていますが、保護者にそれ自体を見せているかと言われると見せているとは聞いていないので、基本的にはこちらでどのように進めていくかということだと思います。ただ、現場では保護者の方ともいろいろ相談し子供の状況を踏まえて、このようにしていきましようという話をしているということは聞いております。

○副議長（外崎浩子君） 五十二番中島源陽君。

○五十二番（中島源陽君） そこはやはり確認していただきたいと思えます。一番大事なものを当事者たる人が見ていない可能性もあるのではないかと思いました。そこはぜひ、今後の中で確認していただきたいと思えます。

保護者の方々の集まる場所に関しては、今、一部の圏域でこれを広げていきたいということ御答弁があったので、ぜひ、お願いしたいと思えます。やっぱり、その現場に学校の先生も何人か入ってくれていますが、県の教育委員会でも大勢で行かなくてもいいので、どこかのタイミングで入って生の声も聞きながら思いを共有していただければいいと思えます。



あと、国の調査は保護者と子供たちの回収率が一〇%前後で確かに低かったかもし  
れませんが、全員に対して我々は皆さんの声を聞きますというメッセージがすごく大事  
です。何%返ってきたのかは回を重ねていけば一定程度上がる可能性はあると思います。  
僕は、今回、国が全部に対してそうした取組をしたことはすごく評価したいと思います。  
それはやはり県としても法律にある、ない、条例がどうこうではなくて、県として皆さ  
んの声をきちんと聞きたい、教えてくれという姿勢を示す意味でもアンケート方式も含  
めて更に検討の余地があると思いますが、いかがですか。

○副議長（外崎浩子君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

○教育委員会教育長（伊東昭代君） そういうメッセージというのは本当に重要な御指  
摘だと思います。先ほどこちよつとお話がありましたように、やはり本当に子供たち、あ  
るいは保護者の方の気持ち等をしっかりと把握していくためには、共感というか、信頼  
関係というか、そこで自分たちの考えを出していこうということがとても大事だと思  
いますので、そうした関係をしっかりと取れるような形も考えながら、また検討してま  
いりたいと思います。